

いちき串木野市市制施行 20 周年記念 PR 動画制作業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

いちき串木野市が誕生し 20 周年を迎えるにあたり、いちき串木野市の歴史と伝統を守りつつ、観光・産業・イベント等いちき串木野市の 20 年間の歩みと未来への展望を表現し、20 周年記念式典において放映、併せて広報用の PR 動画としても活用することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 いちき串木野市市制施行 20 周年記念 PR 動画制作業務委託
- (2) 募集期間 令和 6 年 10 月 7 日(月)～令和 6 年 11 月 6 日(水)
- (3) 業務内容 いちき串木野市市制施行 20 周年記念 PR 動画制作（詳細は別紙「仕様書」のとおり）
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 委託期間 令和 6 年 11 月 25 日（月）から令和 7 年 9 月 11 日（木）を予定
- (6) 契約限度額 2,090,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※年度別契約限度額：R6 年度…910,800 円、R7 年度…1,179,200 円（いずれも消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有する企業で、過去 5 年以内(令和元年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)で、映像制作納入実績を有する者。ただし、親会社、関連会社の元請実績は不可とする。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 国及び地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。

4. 企画提案書の提出

企画提案書の様式は、別添「企画提案書様式集」（A 4 版）とし、以下に示すとおりとする。

提出書類	内容に関する留意事項
企画提案書提出届（様式 1）	・必要事項を記載のうえ、表紙として簡易製本を行うこと。
会社の概要（様式 2）	・必要事項を記載のうえ、別途会社パンフレット等を添付すること。
会社の業務実績（様式 3）	・主な同種・類似業務の実績では、過去に受注した「同種・類似業務」の実績について 4 件を上限として記載すること。 ・同種・類似業務とは、地方公共団体や民間等、映像制作に関する

	<p>る実績とし、成果物の大小及び発注機関は問わないものとする事。</p> <p>・実績を示す資料（報告書の概要等の写し）を添付すること。</p>
<p>配置予定者調書 （様式4・様式4-1） 業務の実施体制（様式5）</p>	<p>・業務統括責任者及び業務担当者の同種・類似等の業務実績（3件まで記入）及び手持業務の状況（令和6年10月1日現在）を記載すること。</p> <p>・業務分担について記載すること。</p> <p>・他社に当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先又は協力先、その理由（企業の特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</p>
<p>いちき串木野市市制施行20周年記念PR動画制作についての提案（任意様式）</p> <p>様式：A4用紙 枚数：10頁以内（両面使用）</p>	<p>・PR動画作成にあたってのコンセプト（ストーリー性）</p> <p>・PR動画作成にあたっての映像構成と時間配分</p> <p>・その他、いちき串木野市市制施行20周年記念PR動画制作に関する提案を具体的に記載すること。</p> <p>・作成及び表現方法については提出者の自由とする。</p>
<p>経費見積書（任意様式）</p>	<p>・業務への提案を踏まえて必要な経費を概算し、参考見積として提出すること。</p>

5. 書類の提出方法等

- (1) 提出方法：次の提出先に持参又は郵送にて提出すること。
- (2) 提出先：いちき串木野市役所総務課人事係 担当：福丸
住 所：鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1
TEL：0996-33-5625（直通） FAX：0996-32-3124
e-mail：somu2@city.ichikikushikino.lg.jp
- (3) 提出期限：令和6年11月6日（水）17時まで
- (4) 提出部数：企画提案書 正本1部、副本10部

6. プロポーザルに係る質問

- (1) 質問は、書面（様式6：質問票）によるものとする。（郵便、FAX、電子メール可）
 - ①質問受付：総務課 人事係（上記の企画提案書等の提出先）
 - ②受付期限：令和6年10月24日（木）17時まで
- (2) 質問に対する回答は、令和6年10月25日（金）までに市のホームページにて公開する。

7. 審査及び委託先候補者の決定方法等

- (1) 審査及び委託先候補者の決定方法
選定は、本市選定委員会において行うものとし、企画提案書の評価項目、評価内容及び配点は下記のとおりである。

区分	評価項目	評価内容	配点
会社	会社の概要・成果の確実性	会社の規模・同種・類似業務の実績	20
業務体制	業務実施体制	配置予定者の資格・経歴等	20
提案力	取組姿勢・取組意欲	取組姿勢及び取組意欲	20
	実現性・独創性（有用な提案）	魅力的かつ独創的な提案	20
経費見積書			20
合 計			100

(2) プレゼンテーションについて

企画提案書等の提出事業者によるプレゼンテーションは実施しない。書類による審査のみとする。

(3) 選定の結果は、選定後、事業者に書面で通知する。

8. 契約の方法等

- (1) 委託契約に当たっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではない。最高得点事業者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (2) 別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって最高得点事業者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合がある。
- (3) 最高得点事業者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の事業者を最高得点事業者として選定のうえ、8－(1)並びに(2)の事項を準用し、契約を締結するものとする。

9. 著作権

事業者が提出した企画書等が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属する。

10. その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 選定されなかった場合も、企画提案書は返却をしない。提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休等止むを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (5) 業務の実施にあたっては、本市と協議の上で行うものとする。